

予算項目	建設改良事業費 委託料
委託番号	委託第45号

設 計 書

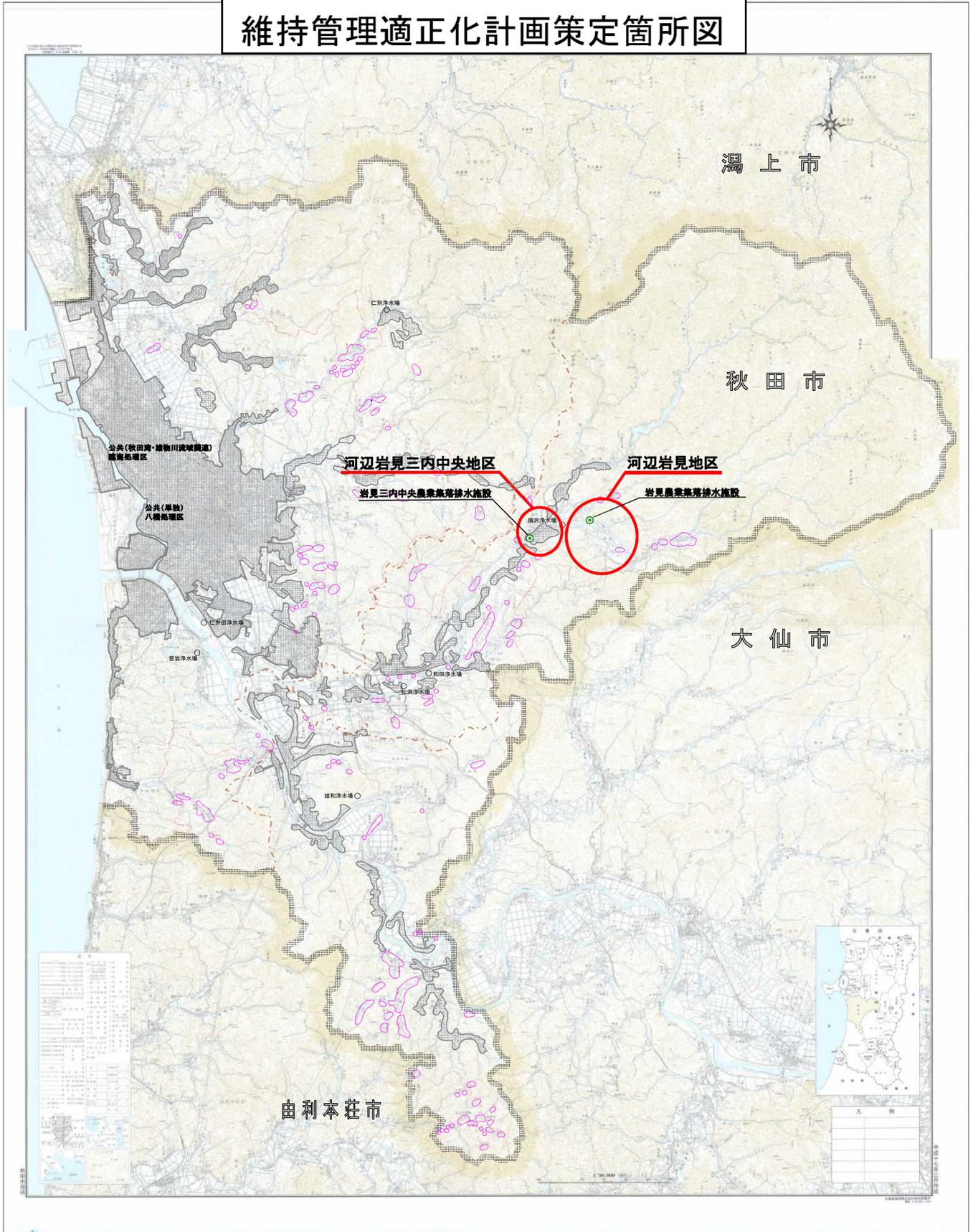
課 長	参事	係長	主任調査員	検 算	調査員

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和7年5月12日	履行期間	から
委 託 名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)				令和8年2月27日
委託場所	河辺三内字外川原地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	[国 補] ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
設計額 (円)			維持管理適正化計画策定業務 一式	
	業務価格		河辺岩見三内中央地区	
	消費税等相当額		河辺岩見地区	
	業務委託費			
			主任調査員 (職名)氏名	
			調査員 (職名)氏名	

秋田市農業集落排水処理施設

維持管理適正化計画策定箇所図



維持管理適正化計画策定業務委託標準仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて特記仕様書に示す委託対象地域の農業集落排水施設の維持管理の効率化・適正化に向けた対策を検討するために必要な資料等の作成を行うことを目的とする。

(標準仕様書の適用範囲)

第2条 業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

(費用の負担)

第3条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第5条 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第7条 受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(提出書類)

第8条 受託者は、業務の完了に当たって、契約事項に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

- (1) 業務(完了・一部完了)報告書
- (2) 成果品引渡書
- (3) 業務委託料請求書等

(管理技術者および照査技術者)

第9条

(1) 受託者は、次に示す管理技術者および照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、そのほか高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者および照査技術者は、次のアからウのいずれかの資格を有するものとする。

ア 技術士（ア）、(イ)のいずれか)

(ア) 農業部門（農業農村工学）

(イ) 総合技術監理部門（農業－農業土木または農業農村工学）

イ シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）

ウ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当するもの（農業土木に限る）

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(工程管理)

第10条 受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(成果品の審査および納品)

第11条

(1) 受託者は、成果品完成後に秋田市上下水道局(以下「局」という。)の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、局の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(関係官公庁等との協議)

第12条 受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたいときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(証明書の交付)

第13条 必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

(疑義の解釈)

第14条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、局と協議のうえ、これを定める。

第2章 照 査

(照査の目的)

第15条 受託者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努め

るとともに、更に照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならぬ。

(照査の体制)

第16条 受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(照査事項)

第17条 受託者は、設計全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法およびその内容について
- (3) 維持管理適正化計画の妥当性について

維持管理適正化計画策定業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本作業は、委託契約書ならびに農業集落排水施設維持管理適正化計画作成の手引き（案）によるほか、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

(作業目的)

第2条 この業務は、秋田市の管理する農業集落排水施設の汚水処理対象人口の変化、施設の運用・維持管理の状況、汚水処理（水質）の状況など、処理区全体の状況を多角的に捉えたうえで、施設の再編・集約、最適な施設規模や処理方式の検討、省エネルギー技術や遠方監視システム等の先進的技術の導入など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討することを目的とする。

(作業場所)

第3条 この業務において対象とする地区は岩見三内中央・岩見地区で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第4条 この業務における概要は、次のとおりである。

- (1) 現地調査
- (2) 施設の再編・集約の検討
- (3) 施設規模・処理方式の適正化の検討
- (4) 省エネ技術等の新技術等の導入の検討
- (5) 取りまとめ
- (6) 報告書作成

(一般事項)

第5条 委託契約書と特記仕様書に記載されている以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の順序・方法等は、監督職員と緊密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業の内容に著しい変更があった場合は、甲と乙が協議の上、契約内容を変更することとする。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第6条 本作業における基本条件は、次のとおりである。

業務にあたっては、農業集落排水施設維持管理適正化計画作成の手引き（案）を参照し行うこと。

(参考図書)

第7条 本業務の参考にする図書は、次のとおりである。

- (1) 農業集落排水施設 維持管理適正化計画作成の手引き（案）
発行者 農林水産省農村振興局整備部地域整備課
- (2) 農業集落排水施設設計指針
発行者 (社)地域資源循環技術センター

(貸与資料)

第8条 貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 実施設計報告書 1式
- (2) 完成図書 1式
- (3) 最適整備構想策定報告書 1式(令和6年度 委託第42号)
- (4) 施設診断報告書 1式(令和6年度 委託第42号)

(参考図書および貸与資料の取扱)

第9条 貸与資料等の取扱は次のとおりである。

- (1) 基本事項に関しては、「農業集落排水施設維持管理適正化計画作成の手引き（案）」等を優先して適用する。手法等が並記されていて選択する必要のある場合や、他の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- (2) 業務報告書の作成にあたっては、監督職員の指示によるものとする。
- (3) 参考図書および貸与資料の記載事項で、相互に矛盾のある場合や解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (4) 参考図書は作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議する。
- (5) 第8条に示す貸与資料は、調査職員の請求があった場合は返納すること。

第3章 作業内容

(作業項目)

第10条 この業務は「農業集落排水施設維持管理適正化計画作成の手引き（案）」を参照に実施する。

(1) 現地調査

計画対象処理区および污水处理施設の概要を把握するとともに、現況の污水处理施設の状況と維持管理状況について調査する。

現地調査の結果から、計画対象処理区および污水处理施設の維持管理に関する課題等を整理する。

(2) 施設の再編・集約

人口減少等を踏まえ、将来の人口予測に基づいて、施設の更新費用、接続費用、維持管理費用等を考慮し、経済比較を行い、再編・集約の検討をする。

(3) 施設規模・処理方式の適正化の検討

人口増減などの社会情勢の変化、現地調査で抽出した計画対象処理区

の維持管理の課題への対策として、既存の汚水処理施設の施設規模・処理方式の適正化について検討する。

施設規模・処理方式の適正化の検討では、既存の汚水処理施設の更新整備に適した対策案の候補を選定して比較検討し、最適な対策案を選定する。

(4) 省エネ技術等の新技術等の導入の検討

汚水処理施設の運転状況や維持管理上の問題点を考慮し、最適な省エネ機器・省エネ運転方式を比較検討して提案する。

(5) 取りまとめ

上記調査・検討した内容について、それぞれの結果に基づき、最も維持管理の適正化に資する対策内容の検討をする。

(6) 報告書作成

検討した内容を報告書として作成する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第12条 打合せ時期および回数については、次のとおりとする。

- (1) 業務着手前
- (2) 中間打合せ
- (3) 業務終了時
- (4) その他 必要に応じて随時行う。

第5章 成果品

(成果品および提出部数)

第13条 提出すべき成果品および提出部数は、次のとおりとする。

(1) 維持管理適正化計画報告書

規格 A 4

摘要 ファイルに綴る(背文字入、左とじ)

提出部数 各地区ごと 2部

(2) 電子媒体

摘要 CD-RまたはDVD-R

提出部数 各地区ごと 2部

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

項目名	内容
公所名	秋田市
事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
地区名	
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)
施工場所	秋田市河辺三内字外川原地内ほか
管理番号	
業務区分	
積算区分	当初積算
地域区分	
地区区分	秋田A(秋田)
工期	
積算体系年月	令和7年3月
単価期適用年月	令和7年5月 A
歩掛期適用年番号	令和6年99号 A
電力会社名	

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)				
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)				

番号	項目名	規 格	数 量	単 位	金 額	備 考
	設計業務費					
	・設計業務価格					
	・消費税相当額 (1 0 %)					
	業務内容					
	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)					

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

項目名	内容
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)
業務区分	
積算区分	
積算体系区分	
工種区分	実施設計以外
工種体系区分	
工事工種体系年番号	
電力区分	低圧・業者持・1年未満
冬期補正	なし
豪雪補正	10%
亜熱帯補正	なし

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

項目名	数量	単位	金額	備考
1 設計業務価格	1.000	式		
2 ・業務原価	1.000	式		
3 ・ ・直接原価	1.000	式		
4 ・ ・ ・直接人件費	1.000	式		
5 ・ ・ ・直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式		
6 ・ ・その他原価				
		%		
7 ・一般管理費等				
		%		

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

工 種 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接人件費内訳				
直接人件費	1.000	式		
・直接人件費	1.000	式		
・ ・ 直接人件費	1.000	式		
・ ・ ・ 調査作業費(岩見三内中央地区)	1.000	式		
・ ・ ・ 調査作業費(岩見地区)	1.000	式		
・ ・ ・ 打合せ(岩見三内中央地区)	1.000	式		
・ ・ ・ 打合せ(岩見地区)	1.000	式		

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

工種名称	数量	単位	金額	備考
直接経費(電子成果品作成費を除く)内訳				
直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式		
・直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式		
・・直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式		
・・・旅費交通費(設計)	1.000	式		
・・・その他	1.000	式		
・・・水質分析費	1.000	式		

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費					
・直接人件費	1.000	式			
・・直接人件費	1.000	式			
・・・調査作業費(岩見三内中央地区)	1.000	式			1式当たり
T00010 現地調査	1.000	式			歩A・単A T単 1号
S63101 施設の再編・集約の検討	1.000	式			歩A・単A S単 15号
S63101 施設規模・処理方式の適正化の検討	1.000	式			歩A・単A S単 16号
S63101 省エネ技術等の新技術等の導入の検討	1.000	式			歩A・単A S単 17号
S63101 取りまとめ	1.000	式			歩A・単A S単 18号
S63101 報告書作成	1.000	式			歩A・単A S単 19号
合 計					
・・・調査作業費(岩見地区)	1.000	式			1式当たり
T00010 現地調査	1.000	式			歩A・単A T単 1号
S63101 施設の再編・集約の検討	1.000	式			歩A・単A S単 15号
S63101 施設規模・処理方式の適正化の検討	1.000	式			歩A・単A S単 16号
S63101 省エネ技術等の新技術等の導入の検討	1.000	式			歩A・単A S単 17号
S63101 取りまとめ	1.000	式			歩A・単A S単 18号

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
S63101 報告書作成	1.000	式			歩A・単A S単 19号
合計					
・・・ 打合せ(岩見三内中央地区)	1.000	式			1 式当たり
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,0.50人,0.50人,0.00人,0.00 人,0.5日,0日	2.000	回			歩A・単A S単 1号
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,0.00人,1.00人,0.50人,0.00人,0.5日 ,0日	1.000	回			歩A・単A S単 2号
合計					
・・・ 打合せ(岩見地区)	1.000	式			1 式当たり
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,0.50人,0.50人,0.00人,0.00 人,0.5日,0日	2.000	回			歩A・単A S単 1号
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,0.00人,1.00人,0.50人,0.00人,0.5日 ,0日	1.000	回			歩A・単A S単 2号
合計					

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

業務別業務名:維持管理適正化計画策定業務委託(25881)

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費(電子成果品作成費を除く)					
・直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式			
・・直接経費(電子成果品作成費を除く)	1.000	式			
・・・旅費交通費(設計)	1.000	式			1式当たり
S63011 打合せ(設計旅費・交通費) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間, L < 100km (100km未満)	2.000	回			歩A・単A S単 3号
S63011 打合せ(設計旅費・交通費) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間, L < 100km (100km未満)	2.000	回			歩A・単A S単 4号
合計					
・・・その他	1.000	式			1式当たり
S63023 電子納品版業務報告書作成 2, A - 4, 300, 3cm, 0	1.000	式			歩A・単A S単 5号
合計					
・・・水質分析費	1.000	式			1式当たり
P96001 水質分析費(岩見三内中央地区)	1.000	式			歩A・単A
P96002 水質分析費(岩見地区)	1.000	式			歩A・単A
合計					